

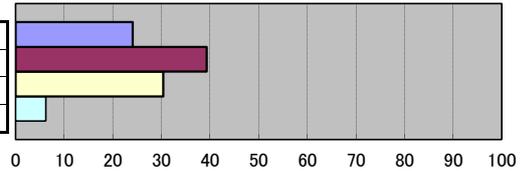
自治基本条例モニター  
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

（H24クロス集計）

回答率 50.91% 回答者数 112  
対象者数 220

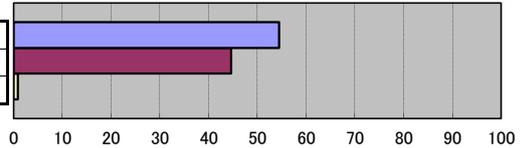
## ◆回答方法

1. Eメール	27	( 24.1)
2. F A X	44	( 39.3)
3. 郵便	34	( 30.4)
4. 持参	7	( 6.3)
合計	112	( 100.0)



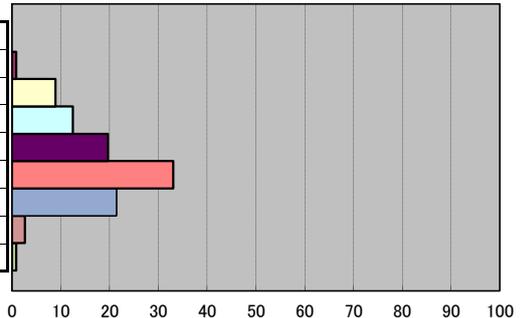
## ◆性別

1. 男	61	( 54.5)
2. 女	50	( 44.6)
3. 不明	1	( 0.9)
合計	112	( 100.0)



## ◆年代

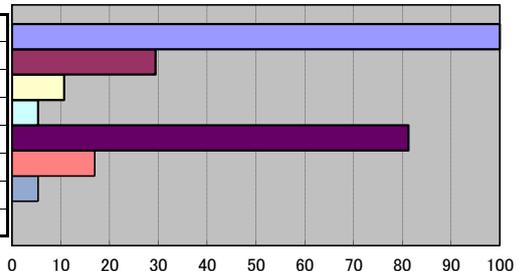
1. 10代	0	( 0.0)
2. 20代	1	( 0.9)
3. 30代	10	( 8.9)
4. 40代	14	( 12.5)
5. 50代	22	( 19.6)
6. 60代	37	( 33.0)
7. 70代	24	( 21.4)
8. 80代	3	( 2.7)
9. 不明	1	( 0.9)
合計	112	( 100.0)



## ◆情報共有について、お聞きします。

問1 市でお知らせしている市政情報の入手に関して、主にどのようなものを利用していただけますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

1. 広報えべつ	112	( 100.0)
2. 市のホームページ	33	( 29.5)
3. 情報公開コーナー	12	( 10.7)
4. 出前講座	6	( 5.4)
5. 自治会回覧	91	( 81.3)
6. 知人を通じて	19	( 17.0)
7. その他	6	( 5.4)
8. 無回答	0	( 0.0)
合計	279	



## 【その他意見】

## ●手段について

- ・新聞（近郊発行含む）
- ・議会だより
- ・自分から積極的に求めるものでなく眼に着いた情報を得ている。

## ●場所について

- ・市民会館などの公共施設
- ・地区センター

## ●情報入手についてのご意見等

- ・私の居住しているMSは町内会には入っていないため広報も届かないので、公共施設等へ行き求めてくるが、すでになことが多い。

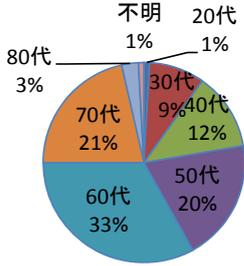
自治基本条例モニター  
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

(H24クロス集計)

【問1回答分析】

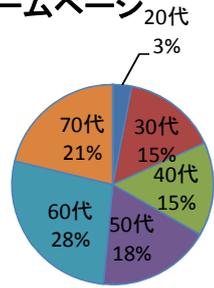
手段別利用者年代比較（特に利用しているものを3つまで選択）

広報えべつ



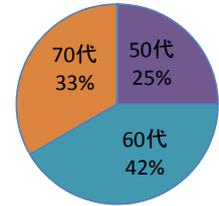
計 112名

市のホームページ



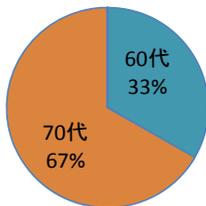
計 33名

情報公開コーナー



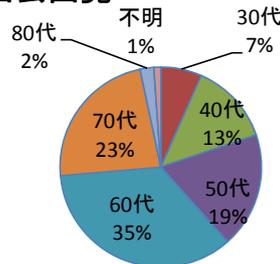
計 12名

出前講座



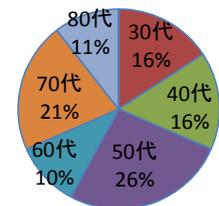
計 6名

自治会回覧



計 91名

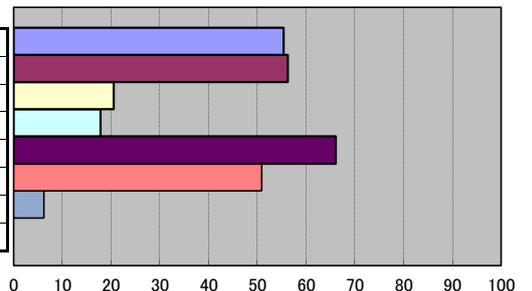
知人を通じて



計 19名

問2 情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

1. 必要な情報を探しやすいように提供する	62	( 55.4)
2. 情報を得る機会や手段を増やす	63	( 56.3)
3. 自ら積極的に情報をとりに行く	23	( 20.5)
4. 提供する情報の量を増やす	20	( 17.9)
5. 必要な情報をわかりやすく提供する	74	( 66.1)
6. 適切な時期をとらえて情報を提供する	57	( 50.9)
7. その他	7	( 6.3)
8. 無回答	0	( 0.0)
合計	306	



【その他意見】

●手段について

- ・防災スピーカーでの呼びかけ。
- ・ポスト投函など、自治体の回覧に頼らずに情報を書いた江別のペーパーを配布する。
- ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。

●場所について

- ・市役所の情報公開コーナーの場所がわかりづらいので、PRを積極的にする。
- ・スーパー等に情報コーナー等があると便利だと思う。

●内容について

- ・文章の言葉使いを事務的ではなく理解しやすい言葉にし、必要な情報と思われる物にスポットをあてた内容を発信する。

●仕組みについて

- ・情報発信元は何故市民にゆきわたらないのか考えるべきではないか。
- ・どういう方法・手段で情報を得ることができるのか市民に知らせること。

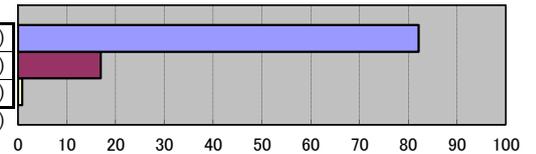
自治基本条例モニター  
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

（H24クロス集計）

◆情報公開について、お聞きします。

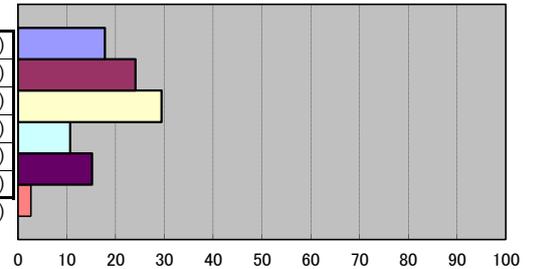
問3 情報公開制度があることを知っていますか。

1. 知っている	92	( 82.1)
2. 知らない	19	( 17.0)
3. 無回答	1	( 0.9)
合計	112	( 100.0)



問4 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。あなたは、この趣旨に則り、適正に情報が公開されていると思いますか。

1. 適正に公開されていると思う	20	( 17.9)
2. まあまあ公開されていると思う	27	( 24.1)
3. 普通	33	( 29.5)
4. 足りない	12	( 10.7)
5. その他	17	( 15.2)
6. 無回答	3	( 2.7)
合計	112	( 100.0)



【その他意見】

●公開する情報について

- ・量より公開内容の質を高めてほしい。

●申請方法について

- ・もっと簡単に情報を得る方法でなければ、公正かつ適正とは言えないと感じる。情報にもよるが、例えば大まかなところはインターネットで閲覧出来るようにするとよい。市役所に出向いての閲覧や郵送では手軽でないので難しいと思う。
- ・日曜日のみ休日の会社員は公開されている情報を入手する事が困難。

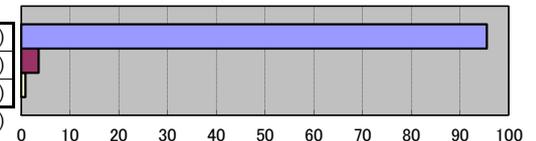
●適正な情報の公開について

- ・どの様に公開され、どの様に情報を取りに行くのかその知識が無く、わからない。
- ・情報公開の場が少ない様に思う。
- ・公正、適正とはどういう基準でいうのか。公開されている情報、公開されていない情報がわからないので比べられない。

◆個人情報の保護について、お聞きします。

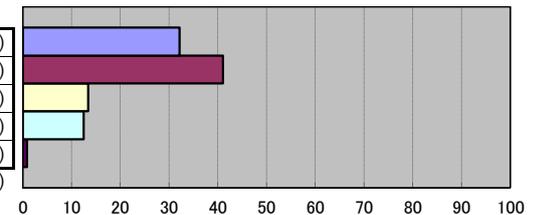
問5 個人情報保護制度があることを知っていますか。

1. 知っている	107	( 95.5)
2. 知らない	4	( 3.6)
3. 無回答	1	( 0.9)
合計	112	( 100.0)



問6 あなたは、条例や制度の趣旨に則り、適正に個人情報が保護されていると思いますか。

1. 適正に管理されている	36	( 32.1)
2. 普通	46	( 41.1)
3. もっと厳格にするべきである	15	( 13.4)
4. その他	14	( 12.5)
5. 無回答	1	( 0.9)
合計	112	( 100.0)



【その他意見】

●情報の管理について

- ・どのように管理されているかが、そもそもわからない。

●情報の運用について

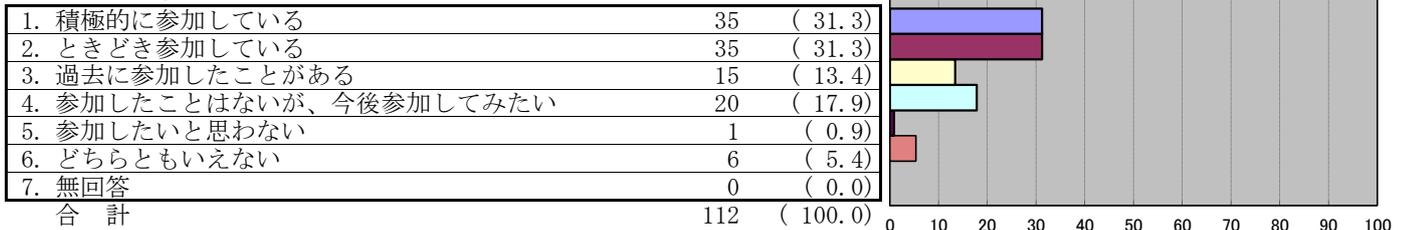
- ・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。
- ・保護は企業が悪用するのを防止するためのものであり、個人情報保護制度がひとり歩きをすると、コミュニティの安心・安全を守るにも連絡がスムーズにいかず情報共有を図る上からも縛りが強いと弊害になると思う。

自治基本条例モニター  
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

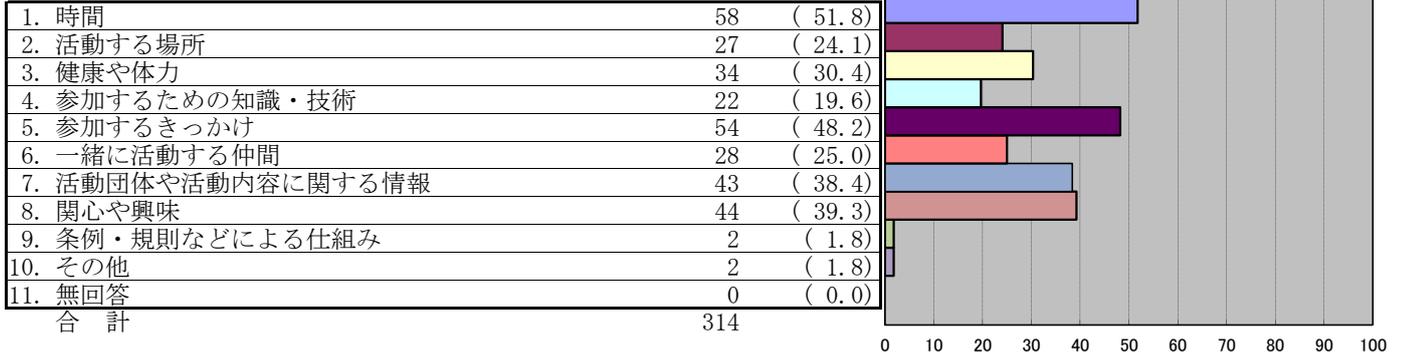
(H24クロス集計)

◆市民協働について、お聞きします。

問7 まちづくり活動(自治会・市民活動団体・ボランティア活動等)に参加していますか。



問8 参加するにあたって何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）



【その他意見】

●活動時間について

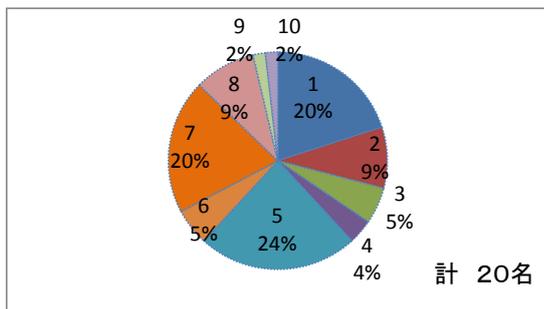
- ・子育て世代（30代～40代）が多数参加できる日・時・曜日・活動内容の希望をアンケートで求める必要があると思う。
- ・時間の都合が一番重要なポイント。色々な活動には、時間制限が有るので、平日の会合や行事はなかなか難しいと思う。

●きっかけについて

- ・行動を起こすときには、「動機」や「きっかけ」は重要と感じている。例えば、「町内会の道路脇の花を飾りましょう」という話しがあっても「忙しいから自分はパス」と成りかねないが、「町内会対抗のコンクールが有るので我が町内会が優勝しよう」となると意気を感じて参加者が増えるかも知れない。そんな工夫が必要ではないか。

【問8回答分析】

●問7で「4 参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した方（3つまで選択）



1. 時間
2. 活動する時間
3. 健康や体力
4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ
6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報
8. 関心や興味
9. 条例・規則などによる仕組み

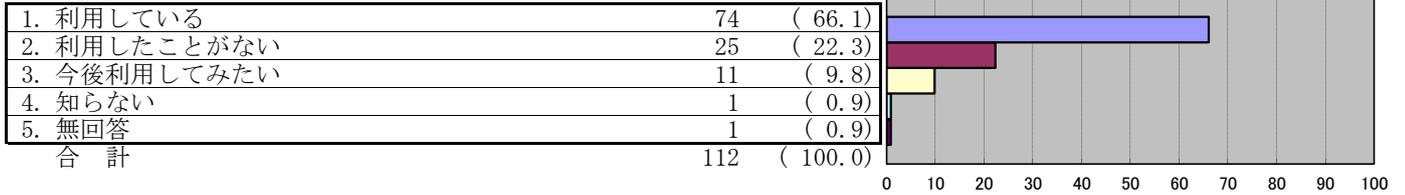
●問7で「5 参加してみたいと思わない」と回答（1名）した方  
7. 8. 9が必要と回答

自治基本条例モニター  
第2回アンケート結果（11/12～11/26実施）

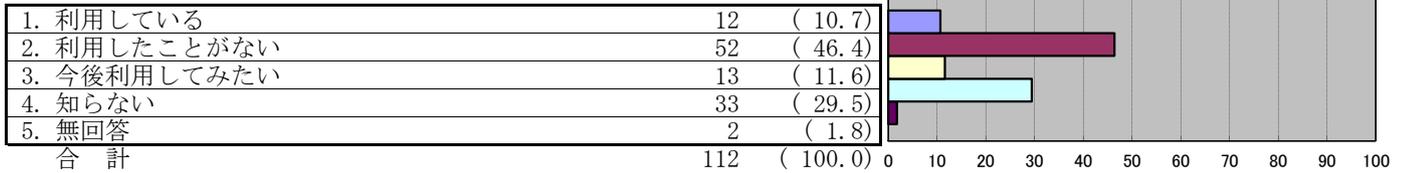
（H24クロス集計）

問9 問8の設問にある「2 活動する場所」として次の施設を知っていますか。

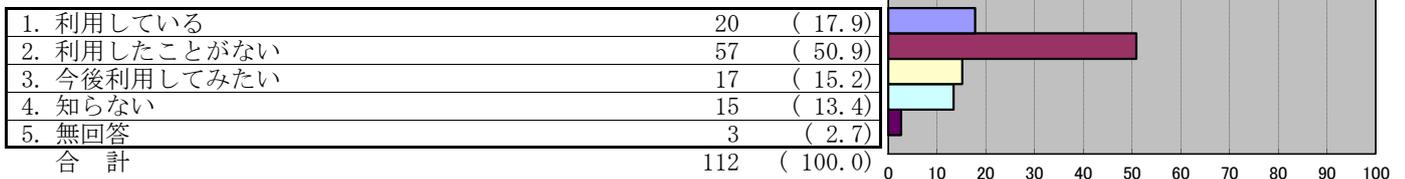
（1）公民館・住区会館（自治会館）



（2）江別市民活動センター・あい



（3）江別市社会福祉協議会



問10 活動する場所について、ご意見等お聞かせください。（自由記載）

別紙資料参照

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

問1 市でお知らせしている市政情報の入手に関して、主にどのようなものを利用していますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

●手段について

- ・新聞（近郊発行含む）
- ・議会だより
- ・自分から積極的に求めるものでなく目に付いた情報を得ている。

●場所について

- ・市民会館などの公共施設
- ・地区センター

●情報入手についてのご意見等

- ・私の居住しているMSは出入り多く町内会には入っていない為回覧廻らず広報も届かないので、公共施設等へ行き求めてくるが、すでにないことが多い。
- ・情報公開コーナーで公益通報者保護法・市民自治の芽を育てよう等のパンフレットや江別市まちづくり市民アンケート調査結果の資料を持ち帰り見えています。

問2 情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

●手段について

- ・防災スピーカーなどで呼びかける。江別はそれすらないが、実家の町にはある。色々なおしらせも流れる。
- ・フリーペーパーに載せる。
- ・インターネットによる情報公開を検討して下さい。
- ・ポスト投函など、自治体の回覧に頼らずに情報を書いた江別のペーパーを配布する。
- ・広報媒体の高度化、情報化。
- ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。

●場所について

- ・大部分の主婦は週に2～3回は買物をします。なのでスーパー等に情報コーナー等があると便利だと思います。
- ・公開コーナーの場所がわかりづらい。1日市役所への来所人数もかなりあると思うので、PRを（放送アナウンスや新しいパンフの入替時）積極的にする。
- ・情報公開コーナーが雑然としていて分かりづらい。もっと市民に分かりやすく使用しやすいと良い。暮らしの便利帳なども置いてあると良い。

●内容について

- ・回覧等の文章の言葉使いを事務的ではなくしてほしい。理解しやすい言葉で。
- ・もりだくさんにはせずに必要な情報と思われる物にスポットをあてた詳しい内容を発信する。

●仕組みについて

- ・情報は条例を作ったところから発信されるもの。発信元は何故市民にゆきわたらないのか考えるべきではないでしょうか。
- ・どういう方法・手段で情報を得ることができるのか市民に知らせること。

●その他

- ・市民の代表である議員がどのような活動をしているのか一度議会を見学し知識を高めるのも必要。
- ・現状を見ると今後高齢社会が進み自治会としても限度が予想され5「必要な情報をわかりやすく提供する」の項が重点を置かざる得ない。
- ・1. 江別市 H23.11 発行「暮らしの便利帳」 2. 江別市教育委員会 H12.3 発行「生きること学ぶこと」イベント編 3. 江別市介護支援情報ガイドブック H16.3 発行「つむぎ」 私は上記の冊子を某会館で見た。これらは毎年発行されているのか。部数はどの位か。市内全戸に配布されているのか。公共機関だけに置いてあるのか知りたい。私も含めて市民はこれらの情報紙を利用する事が出来ていない様に思う。又此の様な冊子が有る事自体を認識していない。ではどのような方法で市民に広く活用してもらおうかその方法論になると思う。参考例として市役所内（正面玄関側）に又は住区会館・其の他の公共施設等に「江別市からの発信・情報」コーナーを設置する。

問4 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。あなたは、この趣旨に則り、適正に情報が公開されていると思いますか。

●公開する情報について

- ・閲覧の為の索引が吊るしてありますが、棚の表示と連動（結びつく）する索引でわかりやすくしてほしい。又量より公開内容の質を高めてほしい。
- ・私はまだ情報公開の手続きをしたことはありませんが、テレビ等での知識では黒ぬり等せずに公開してほしいと思います。

●申請方法について

- ・もっと簡単に、情報を得る方法でなければ、公正かつ適正とは言えないと感じる。たとえば、インターネットで、大まかなところは閲覧出来るとか、市役所に出向いて閲覧や郵送では手軽でないのが難しいと思う。（情報によりけりでは有るが）
- ・原則、日曜日のみ休日の会社員は公開されている情報を入手する事が困難。

●適正な情報の公開について

- ・件数はわかると思っておりますが、請求されている内容や個々に対する回答状況が不明につき答えようがないので、（問4で1「適正に公開されている」を選択したのは）願望です。
- ・何事もそうですが不利益になる事は公開していないと思う。
- ・情報を閲覧・視聴したことがないので、1～4までには答えられません。

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

- ・公正・適正とはどういう基準でいうのか。公開されている情報・公開されていない情報がわからないので比べられない。
- ・制度として知るのみで内容についてはあまり良く知らない。
- ・どの様に公開され、どの様に情報を取りに行くのかその知識が無い。
- ・私は公開制度については承知しているが実体としてまだ一度も開示を求めたことはない。
- ・情報公開を求めるようなことをしたことがないので、また他の人がどんな情報公開を求めているのかわからないので判断できない。
- ・公開されていることがどの程度かを知るすべがない。
- ・情報公開の場が少ない様に思う。
- ・適正に公開されているか、わからない（同意見多数あり。）

### 問6 あなたは、条例や制度の趣旨に則り、適正に個人情報保護されていると思いますか。

#### ●情報の管理について

- ・判断できるだけの内容を承知していないので不詳。
- ・判断基準が不明。特に問題が起きていないので適正と考えるも、市職員が個人的に個人情報入手し流れている可能性ナシとは言えぬ。
- ・どのように管理されているかが、そもそも、わからない。
- ・この件については実体としては解らない。
- ・保護されているとは思いますが、適正か否かの判断基準が不明。他人に知ってほしい事もあるのでは。
- ・(保護されていると)・・・と信じたい。
- ・我が家では電話帳に情報を公開していません。しかし勧誘の電話が掛かってきます。その都度お断りをしてはいますが、人が変わると同じ所から何度も電話が掛かって来ることも…。時間に追われて介護をしている私としては困りものです。上記の選択では3番「もっと厳格にするべきである。」を選びたいところですが現実的には、いろいろ難しいのだと思います。
- ・一定の管理がされていないとすれば大変な事でしょう。
- ・よくわからない（同意見多数あり。）

#### ●情報の運用について

- ・個の集合体が、自治体で有るので厳格さは必要ではないと思う。厳しくすると、集合体を維持出来なくなるのでは、ある程度のところで個人情報も表示する必要があると思う。
- ・役所の職員を信じているが、必要な時に（本人や身内のみ）何んでも個人情報と言う。法律どおりではなくゆるみがあっても良いと思う。
- ・政治家や官僚の公務についての情報は公開すべきなのに、これにより隠されている。
- ・行き過ぎている所があり情報が何も入らず、大切な連絡もとれ無い状態で対人関係がうまくとれないのはどうかと思う。

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

- ・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。
- ・保護は企業が悪用するのを防止するためのものであり、個人情報保護制度がひとり歩きをすると、コミュニティの安心・安全を守るにも連絡がスムーズにいかず情報共有を図る上からも縛りが強いと弊害になると思う。
- ・過度な保護に偏り過ぎると自治会活動に不便を感じる。例えば、自治会自主排雪の負担金を共同住宅所有者に求める際、正確な所有者を探し出すのに苦労している。市固定資産税のルートからの情報入手が可能と思われるので個人情報入手の目的を限定して保護制度の運用を希望する。

### 問8 参加するにあたって何が必要だと思いますか。（3つまで選んでください）

#### ●活動時間について

- ・時間の都合が一番重要なポイント、江別市民、江別市以外で働く人が多く住んでいるので、いろんな活動には、時間制限が有るので、平日の会合や行事はなかなか難しいと思う。
- ・土・日曜日なら参加できる方も比較的に多いと思う。
- ・子育て世代（30代～40代）が多数参加できる日・時・曜日・活動内容の希望をアンケートで求める必要があると思います。今は老年集会が中心なので。

#### ●きっかけについて

- ・行動を起こすときには、「動機」や「きっかけ」は重要と感じています。例えば、「町内会の道路脇を花で飾りましょう」という話しがあっても「忙しいから自分はパス」と成りかねないが、「町内会対抗のコンクールが有るので我が町内会が優勝しよう」となると意気を感じて参加者が増えるかも知れません。そんな工夫が必要ではないでしょうか。
- ・高齢化にともなう若がえりを計る。若い方にもっと知って活動して頂きたいが、不況の為か働きたい人が多く、無償ボランティアには、ある程度生活のゆとりが出来、子育てが終わってから入る人が多いと思うので多少のお金が入ると入ってくれるのではないかな。
- ・参加する意志があっても参加しようとすすめてくれる人がいない。

#### ●その他

- ・地域の清掃に協力している。
- ・利用する人に親切です。
- ・活動例がいくつかありますが、私の場合は自治会の清掃で年度始めから決められているので答えようがありません。

問10 活動する場所について、ご意見等お聞かせください。（自由記載）

●市民の意識について

- ・条例では、「・・・市民が主体となって・・・」と規定されていますが、現状では「協働」或いは「市に協力してやっている」との考えを持つ市民が大半だと思います。市は方向性のみ示して、後は市民が如何に暮らしやすい活力や魅力のある江別を構築するか、個々に考えて行動する必要があると思います。まずは私のように協働の意味も知らず、「市役所は何もやってくれない」と言い出す自己中心的な市民の解消を計るべきだと思います。

●活動の場（施設・仕組み等）

- ・活動の場所を施設と限定せずに、江別市全フィールドと捉えると、もっと多くのアイデアが出るのではないのでしょうか。例えば、札幌で展開中の「オオドオリ大学」のようなスタイル（全国でも多く有る）で、江別市で働く人が講師と成り、地元の事を良く知ること、地元で愛着を持ってもらう取り組み等を参考にされては、如何でしょうか。あまり行政は・・・と肩を張らないで柔軟に考えた方が良いと思います。例えば、学園都市であるメリットをどのように活かすか等も考えてみるのも面白いと思います。その仕掛けを市がリードし、市民が考え行動する そんな形で活動の場所を拡大しては如何でしょう。

【場所（施設について）】

- ・活動する場所は十分に確保されていると思います。
- ・江別（野幌）は活動する場所がたくさんあり、とてもありがたく思う。これからも利用させていただきたい。
- ・やはり地区、町内が一番活動しやすいと思います。
- ・自分の住居に近い所になるので、利用しやすいと思う！
- ・公民館、学校等も良いのでは！！（開放されては！！）
- ・場所はこれだけあれば充分だと思います。身体的障害も含めてそこまでの移動手段がない人のための施策が必要ではないのでしょうか。
- ・例として市民会館など市内にすでに有る場を活動する場として充実していく。数合わせ的なものでは活動する人が集まらない。
- ・住居に近い活動の場所がより利用し易いので積極的に活用したら好いと思う。
- ・小規模（中古の空家等）で多数あることで、家からも比較的近い所が選べ活用しやすくなるのでは。
- ・駅（JR）等などの人の集まる所にセンターを作ることで、札幌を見ている目を地元に向けさせることができるのでは？
- ・活動場所が広範囲に設定されておりますが、これは行政の自己満足と取れます。もっと地域住民が気軽に利用しやすい小規模な集会場も必要かと思われます。
- ・自治会によっては、その自治会独自の「自治会館」があり、その場所で様々な会議や活動を行う事が出来、便利であると知らされています。財政的に厳しいとは思いますが、我が自治会（新栄台西）にも、そのような「会館」の代わりになる場所が

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

あればと思います。（普段は、自治会内の「友愛病院」会議室を利用させていただいています）

### 【利用するに当たって】

- ・開館時間を早くして（午前8時）、閉館時間を遅くする（午後10時まで）。
- ・月曜日休館が多いと思う。今の時代年末年始以外無休の方が利用が増えるのではないのでしょうか。但し職員は大変なので交代で勤務するシフトではどうでしょう。
- ・あいている場所の知らせ。小さなサークルなどに料金を安くしていただけたらうれしい。
- ・利用するのに料金が高い公民館は場所的なものか駐車場が狭くてこまります。中に入っても部屋の場所がわかりづらい。清掃などはいきとどいていていると思います。
- ・会館によって設備や管理状態に差がある。また公民館などきれいで使いやすい会場はなかなか場所を確保できない。
- ・住区会館等は今は管理人が複数の人が交替で勤務しているようなので「休館日」を設けずより多くの市民が活用出来るようにお願い致します。
- ・市民活動団体が活動拠点として自由に使用できるスペースが、もっとあってよいと思う。公民館や新たな装いでスタートした市民活動センターも更に活動スペースが拡充されることを望みます。
- ・大麻西地区センター（もう少し広いと利用効果 大）
- ・活動場所を利用する場合のルール作りが重要である。高齢者、若年層、男性、女性など多様な人が気持ちよく利用するにはルール作りが必要です。ルールを守れない人に対するアドバイスをどうするかが問題です。

### ●利用した感想について

- ・公民館の利用が多い。
- ・もっと自治会等で集まって活動できればいいと思います。
- ・区独自で自治会館を所有しているところに住んでいます。いろいろな目的で利用できるので大変便利です。
- ・図書館でパソコンを習いました。市の体育館では今卓球（サークル）もやっています。機会があればボランティア活動をしてみたいです。
- ・江別市社会福祉協議会はボランティア登録していますのでよく利用しています。職員の方にも好感が持てると思っています。
- ・公民館を活用している。良く清掃され感謝しています。
- ・公会堂は会議や自治会の新年会など利用します。
- ・足が悪い為近くの自治会館を利用しております。
- ・マンション住居者です。当集会場では月2回程度高齢者単身者を含めて茶話会を行っています。
- ・以前ボランティアをお願いしていたので江別市社会福祉協議会は利用していました。展示会などは、どのような活動をしているのか知ることが出来て勉強になりました。作り手は忙しい中、大変ですが続けてほしいと思います。
- ・活動施設は良い。野外活動について私有地か公有地か不明な所もあり不便を感じる

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

ことがある。

- ・例えば相談するための場所としてコミセンを使いたいが、一般市民への対応は冷たく、また有料では使えない。
- ・公民館は以前公民館講座を利用していましたが、最近興味のある物がなくなり利用していません。

### ●まちづくり活動の運営について

- ・江別市全体で見て必要な物や事を自由に意見交換をし、興味のある同士が後から集まり各団体で行動できる空間を市でサポートして欲しいです。民間や行政が組んで動けるようになると良い。今は市民農園や木を育てるなどを市でできればよいと思います。
- ・体育館の用具を町内会活動に貸出できないか。(例 ペタンク ボリング 輪投げなど)
- ・自治会の活動で使用する器材等は自治会館がないため、個人の自宅（役員宅中心）で保管しているが、1年間に1度程度の使用器材等は江別市で保管場所等を確保する事も検討願いたい。
- ・活動時の人員不足の場合、市として補助要因を紹介可能か。
- ・必要備品は個人持ち出し（貸し出し）として、運営に当たっての費用補助はどのようになっているのか等。
- ・大学が多くありますので協力してもらうように働きかけて下さい。
- ・ボランティアに力を入れるまちづくりなど積極的に考えてほしい。以前娘が通っていた野幌小学校はボランティア活動に力を入れていたが、中学に上がり、中央中学校に上がった途端、ボランティア活動がなくなってしまった。学校によってこういった活動に差が出てしまうのは残念である。
- ・施設も大事かもしれないが、土日でも市政（市のサービスについて）を問い合わせることができる機能の方が大事だと思うことがある。
- ・特に定年後に於ける社会生活を営むに当ってスポーツ等が出来る人々はそれなりに交流があるが趣味をもたない人々は孤独に陥りやすく積極的に地域の公共施設を活用すべきと考える。

### ●情報共有について

- ・他の地区の情報（活動状況など）提供がなされ交流の場のようなことがあることで広がりのおかげとなるように考えます。(私の認識不足でしたら申し訳ございません)
- ・地域を住み良くするために、市民からの情報を受ける手段がないではありませんか。

### ●情報提供について

- ・建物（ハード）の充実も必要だが、利用する機会や、手順について知られていないと思う。また、知らない。
- ・活動するに当たって、初回活動時の情報を地域住民に対してどの様に周知するか。
- ・活動する場所（公民館、住区会館、活動センター、福祉協議会）がどのような活動が

## 自治基本条例モニター 第2回アンケート集計（自由意見）

出来る場所かもっとわかりやすく明記してほしい。

- ・情報をわかりやすく提供してほしい。（情報公開コーナー、出前講座など）
- ・利用条件や料金、時間などくわしい情報がわかりにくく、利用しにくい。
- ・住まいの住区会館等で、よく集まって何かをしているのを目にするが、何をしているのかさっぱり分からない。また、参加している人は年寄りが異常に多く、若い世代は参加しにくい感じがある。ボランティアの活動に関してはいつ、どこで、何を行っているのかの情報が少ないと思う。市のボランティアだけではなく土現、土地改良区、道、開発局などの提携したボランティアも発足して良いのではないかと思う。
- ・問9の設問の場所（公民館・住区会館・活動センター・社会福祉協議会）が具体的にどんな団体がどんな活動をして、どの様な人材を必要としているのか、ほとんどの人達（少なくとも私のまわりでは）がわかっていないので、それを広く知らせるべきだと思います。
- ・何がしたいのか、自分に何ができるのか、どのような機会があるのか、知らないことばかりです。情報は多いとは言えません。
- ・設問に問題があるのでは？活動例はどこから何を通して知らされるのでしょうか？関心あるものがいくつかあるにも拘わらず知る機会がなかったので答えようがないのが残念！！
- ・どんな活動をしているのか分からないので、使えるのが限定される。活動状況を知らせてほしい。
- ・どの様な活動が可能であり、どの様な活動組織があるのか知りたい。
- ・活動する場所、内容を、知りませんでした。もっとアピールが必要だと思います。
- ・江別市民活動センター、「あい」は存在を知りませんでした。もっと広報活動に力を入れた方が良いと思います。
- ・このアンケートにより「江別市民活動センター・あい」を知りました。まずは活動の場を知ることから始まると思います。ボランティア活動に参加しなくても、人が集まれば良い意見や知識、さらには技術、活動する仲間もできるではと思います。
- ・市民活動センター・あいは知らない人が多いと思う。協働ねっとわーくはどんな活動に利用出来る様に出来ているのか知らない。自分に入る情報も年令、地域により違い又変わる事かとも思います。
- ・情報が無さ過ぎる。施設の名前だけは知っているが、活動内容などがまったくわからない。特に「あい」は、簿記などの有意義な講習をしていたそうだが、募集広告を建物に張り紙しているだけだったという。「あい」が近所に有れば目にすることもあるだろうが、それ以外の者には募集広告を知る手段がない。これではまったく意味がない。たとえば、「簿記」や「パソコン講習」などの募集広告ならば、ハローワークや図書館、大手スーパーなどと連携して募集広告を広く人の目に触れるよう努力するなどもっと考えてほしいと思う。
- ・地域内の小・中学校の具体的ボランティア参加の状況を知りたい。

●活動に参加することについて

- ・活動する為の時間がない。
- ・自治会の活動も若い方の参加が少なく活動する場所の問題以前に参加しない。出来ない理由が何か問題提起する必要があると思います。
- ・私個人のみならず、遺言・相続セミナーなど内容によっては北海道行政書士会札幌支部で協力できることがあるかもしれません。ですので、参加者が数十人規模のイベントができる場所が確保できればと思っています。
- ・自分のできるボランティア等があれば、活動を考えたい。
- ・押し花インストラクターをしていますので、押し花のボランティアをしていますがいろいろな施設から声をかけてくださっても時間的に応じる事ができず残念に思っています。
- ・利用したことがないので今後参加する為の知識増し自分に合った活動を行ってみようと思いました。

●その他

- ・野幌公民館
- ・公共の乗物の不備で出歩くのが不便と思います。
- ・仲間がいて集団活動ができる。

●モニターアンケートの提出方法に関する意見

- ・切手は貼るのはいいと思いますが封筒だけでも入れてくださればありがたいです。
- ・アンケート回答には自己負担とは残念です。
- ・このアンケート形式は、少なくとも MS オフィスが使えないと回答できないですよ？HTML上で回答出来るようにしてはいかがでしょうか？市民参加のためのアンケートなら、敷居を下げる努力を惜しまないでいただきたい。

## 検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p><b>前文</b></p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p> <p><b>第1章 総則</b></p>		<p>※赤字→検討委員会での検討項目</p> <p><b>条例制定時：付帯意見</b></p> <p>1 条例前文における江別市の歴史的な成り立ちについて市民周知を図るに当たっては、アイヌ民族をはじめ、北越植民社の方々など、屯田兵以外の先人が果たした役割・功績についても、逐条解説に盛り込むなど、十分に理解が得られるよう配慮されたい。また、条例第29条の規定に基づき、今後、条例の規定について見直しを行う際には、これらの点を考慮した条例前文の改正も含め、鋭意検討されたい。</p> <p><b>条例制定時：議会での意見</b></p> <p>・野幌原始林を想像させる表現が弱く、自然林の豊かさを示す表現を検討する必要があるのではないか。</p> <p><b>条例制定時：議会での意見</b></p> <p>・住民投票条例、住民参加条例、議会基本条例などの具体化を早期に制定するスケジュールを希望。</p> <p><b>制定後</b></p> <p><b>①関連条例の策定</b></p> <p>◆H24年6月</p> <p>●自治基本条例検討委員会の議論結果を踏まえ、関連条例の制定について検討。</p> <p>・住民投票は、国の議論経過を踏まえる必要がある。</p> <p><b>②条例の啓発活動について</b></p> <p>◆H22年9月</p> <p>・市民に対しては、えべつコラボニュース特別号を広報に折り込み配布したほか、講演会を開催。職員に対しては、普及・啓発はもとより、パブリックコメントや市民参加の促進など条例が求める理念や行政手法について徹底を図る。</p>	<p>・もっと簡潔にわかりやすいものにしてほしい。</p> <p>・全ての項目において「努め・・・」が多用されている。結果の判定が困難なので可能な限り使用しないこと。</p> <p>・条例の全市民の認識を高め、よく理解できるような方法等を検討してほしい。</p> <p>・条文・解説はわかりやすく。</p> <p>・市はこの条例に対して何ができるか提示し、市民はこの条例に沿って何が出来るか、地域のために何が出来るか検討し実行に向けていく。</p> <p>・条文としての体裁は良いが、推進の具体策を展開させてほしい。</p>	<p>○：条文として改正の必要あり △：運用の見直し ▲：具体的な提案</p> <p><b>全体</b>市民が身近に感じるための条文または解説の見直しが必要である。</p> <p><b>全体</b>条例自体の認知度が低い。</p> <p><b>全体</b>職員の認知度の向上も必要。</p> <p><b>全体</b>より分かりやすく、具体的な解説の検討が必要。</p> <p><b>全体</b>情報発信の手法として、インターネットは高齢者が使用できない場合が多いので、その他の有用な手法が必要である。</p> <p><b>全体</b>「絵で見る江別市予算案」は非常に分かりやすい。条例の解説にイラストなどを用い読み手に取って見やすくする工夫をすると認知度が上がるのではないか。</p> <p><b>全体</b>条例に興味を持ってもらうために、条例に基づいて行った面白い取り組みについての情報を発信すると効果的である。</p> <p><b>全体</b>防災訓練を始め、ありきたりのスタイルだけでは地域全体に適切な対応はできない。基本は個別の地域の部分の意識であり、自分達で具体的な対策を立て実践していくことが大切であり必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p>		<p><b>条例制定時：議会での意見</b> ・市民の定義を細分化すべきであり、解説において記載することを求める。</p> <p><b>条例制定時：議会での意見</b> ・「信託」という言葉が、市民と市の関係について適切かどうか研究すべき課題である。 <b>制定後</b> <b>①基本原則を推し進めるための具体的な施策の実施について。</b> <b>◆H22年9月</b> ・積極的な普及啓発のほか、予算編成過程に市民の声を反映する仕組みの導入やパブリックコメント要綱を制定した。また、情報提供の手段として定例記者会見の再開、携帯電話での市政情報の提供や市議会常任委員会へ提出した資料の閲覧・複写など、様々な場面で市民への情報提供や市民参加・市民協働の促進に努めてきた。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(この条例の位置付け)                      第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。                      2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p> <p><b>第2章 市民</b></p> <p>(市民の権利)                      第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。                      2 市民は、市政に参加する権利を有する。                      3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務)                      第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。                      2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。                      3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>・まちづくりアンケート調査への回答                      ・パブリックコメントへの意見提出                      ( H22年度 案件6件 17人 34件                      H23年度 案件8件 44人 135件 )                      →<b>条例等</b>                      ・江別市パブリックコメント手続要綱</p> <p>・出前講座の利用による情報の取得                      ( H23年度 68メニュー 32回 1,230人                      他防災関連 77回 4,295人                      H24年度 74メニュー )                      →<b>条例等</b>                      ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加</p>	<p><b>制定後</b>  <b>①他の条例等の整合性について</b>                      ◆H22年3月                      ◆H24年6月                      ・条例制定以降は、自治基本条例の趣旨に基づき市政執行方針、予算編成方針や計画等の策定を行っている。                      ・市民意見募集や出前講座、行政評価外部評価などにも取り組んでいる。                      ・条例等の制定、改正の際にも条例の趣旨に基づいて整合性が図られている。</p> <p><b>条例制定時：議会での意見</b>                      ・市民の権利が極めて漠然としたものとなってしまった。具体的に規定することが大事。</p>	<p>・自分の意見が反映されて豊かなまちになるのが理想。                      ・市民が積極的にまちづくりに参加し、地元をもっと誇れるような環境を整えてほしい。</p> <p>・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うので、重点的に検討できたら良いと思う。                      ・市政情報を知る手法や意見を表明し、提案する手法について具体的な例示が必要。</p> <p>・市民の責任ある声を広く集めた結果、反映された事例のPR活動を検討してほしい。                      ・市民の責務、自治体に協力しなければならないことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないか。                      ・個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。                      ・市民に対してのみ、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という強制的表現をするのが納得できない。</p>	<p><b>第2章</b>4大学があることが市の大きな特徴となっているため、条文あるいは解説にあえて「大学生」という表現を加え、より多くの大学生のまちづくりへの参加を図る。</p> <p><b>第2章</b>各条文の解説とは別に、この条例内で学生はどのように位置づけられているか、どの条文に関係するのかということを総合的にまとめる解説やPR冊子を作成する必要があり、それを作成することにより市職員の条例への再認識も図られる。(対象は学生だけに限らず)</p> <p><b>第2章</b>条例で規定されている住民以外の市民に市民であることをよりPRし、まちづくりの担い手であること、また条例自体の内容について、より周知を図る必要がある。</p> <p><b>第7条第3項</b>市民協働をどのように進めるのか具体的な手段が見えないと市民は興味を示さないし、意欲のある市民も諦めてしまうことになる。解説やQ&amp;Aなどで市民に具体的な手段を伝えることが必要である。</p> <p><b>第7条第3項</b>市と協働でまちづくりを進める具体的なルールを整備が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性 (対応)
<p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p> <p><b>第3章 議会及び議員</b></p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p> <p><b>第4章 市長及び職員</b></p> <p>(市長の役割と責務) 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p>	<p>・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結 (H20)</p> <p>・議会だよりによる情報提供 (S60～) ・議会ホームページの開設 (H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供 (閲覧用) (H24 第2回定例会～)</p> <p>・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中 ・一般質問における一問一答方式の導入 (H24 第2回定例会～)</p> <p>・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施</p>	<p><b>制定後</b> ①<b>議会への市民参加が不可欠ではないか。</b> ◆H23年3月 ・様々な手法により市民が参加しやすい環境づくりに努めることが望ましい。</p> <p><b>制定後</b> ①<b>情報共有と市民参加を推進するための職員研修について</b> ◆H22年3月 ◆H23年3月 ・実務的な解説を随時掲載しているほか、各種会議で周知。 ・研修会の開催。 ・職員が常に市民の目線に立ち、仕事に対するやりがいと充実感を維持・向上させる意識を持つことが重要。 ・職員の能力向上に努める。</p>	<p>・個人事業者にも、江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。</p> <p>・議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内容公開・縦覧等の検討。</p> <p>・自治会の活用によって、議員数を1/3程度に減らすことを提案する。江別市全体を見れる議員(地区ではなく)がいて、予算の執行が適切かが見ればそれで良い。</p> <p>・市民の意見を吸い上げ、議論し、まちづくりをするためには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。</p> <p>・市長の公約に対して、各部署の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作ってほしい。</p>	<p><b>第3章</b>議員や議会の活動が見えないので、より多くの情報発信が必要である。</p> <p><b>第3章</b>現在検討中の議会基本条例との文言の整合性を図る必要がある。</p> <p><b>第10条</b>地域との活発な情報共有の場が必要。また、その場へ参加できることについての情報提供もより積極的に行う必要がある。</p> <p><b>第4章</b>市長や職員自身もより条例の理解を深め、実際の行政運営や職務にあたる必要があることを解説に盛り込むことが必要である。</p> <p><b>第4章</b>あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p> <p><b>第5章 行政運営</b></p> <p>(総合計画)</p> <p>第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。</p> <p>3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。</p> <p>4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<p>・職員への啓発(自治基本条例のDB化・啓発記事掲載)</p> <p>・職員向け研修会の開催(H21年度 46人)</p> <p>・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討 →<b>条例等</b></p> <p>・えべつみらい市民会議設置要綱</p> <p>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～)</p> <p>( H22年度 回答率 36.4% H24年度 回答率 30.8% )</p> <p>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～)</p> <p>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</p> <p>・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から)</p> <p>・施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～)</p> <p>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) →<b>条例等</b></p> <p>・行政改革推進計画</p> <p>・江別市行政評価外部評価委員会設置要綱</p>		<p>・市長等と議員等との役割や責任分担等がわからない。</p> <p>・市民には多様な分野で活躍されている方も多いので、課長や係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに(喧々譁々ではなく)話し合える場があってもいいと思う。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなる。</p> <p>・必要に応じてではなく、常に見直しを検討し、対応を速くすることが大事。</p> <p>・効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画(Plan)、実行(Do)、評価(See)のSeeの部分をCheck(点検)の方がより真剣さが伝わる。その後、Act(改善)して、計画を立てるというサイクルだと、より民意が反映できるのではないかと。</p>		

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策法務基礎研修を実施</li>   <li>・防災訓練や避難所運営訓練等の実施</li> <li>・災害対応物品の整備</li> <li>→<b>条例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画</li> </ul> </li> <li>・応急給水訓練の実施</li> <li>→<b>条例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道維持管理指針</li> </ul> </li> <li>・北海道下水道対策会議への参加</li> <li>→<b>条例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道下水道災害会議設置要綱</li> </ul> </li>   <li>・行政手続条例に規定(H10年施行)</li> <li>→<b>条例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市行政手続条例</li> </ul> </li>   <li>・内部通報及び外部通報受付窓口を設置(H20～)</li> <li>→<b>条例等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江別市職員等からの公益通報に関する要綱</li> <li>・江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨で浸水しやすい土地や大きな工場が地震などで大きな被害を受けた場合の市民への健康被害など、江別市についての情報がもっとほしい。</li> <li>・講演会やイベントの実施。</li> <li>・避難訓練などで、自治会等へ具体的な要領を示す。</li> <li>・冬の災害対策という面からも、左右両方の歩道の除雪を行ってほしい。</li> <li>・大雪、集中豪雨が懸念される状況にある市民を守るという観点から、さらに防災意識の向上を図るべきである。</li> <li>・障がいのある方や高齢者に対する対策。</li> </ul>	<p><b>第17条</b>各自治会の防災訓練などを他の自治会へ周知し公開することで、情報共有を図ることが必要である。</p> <p><b>第17条</b>危機意識を常に持ち続けることが大事であり、そういう機会をつくることも大切である。</p> <p><b>第17条</b>高齢化、テナントが多い地域は、実際に災害が起きた時にどれ位の人数が動くことができるのかを把握し、情報共有することが必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p><b>第6章 情報共有の推進</b></p> <p>(情報共有)            第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。            2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。            3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(情報公開)            第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。            2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・江別市公式 HP の改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～)            ・広報えべつ の発行            ・出前講座などによる情報提供            →<b>条例等</b>            ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・リーフレットやパンフレットの発行            ・市民が傍聴できる会議等を HP で公表</p> <p>・情報公開条例に規定 (H8 年施行)、運用            ・H22 年度 23 件            ・H23 年度 19 件            →<b>条例等</b>            ・江別市情報公開条例</p> <p>・審議会等に関する会議の公開</p>	<p><b>制定後</b>  <b>①情報提供、共有に係る審議会等の資料配布について</b>  <b>◆H22 年 9 月</b>            ・平成 21 年 7 月に標準的な取扱いを定めた。今後とも庁内に周知徹底を図るとともにさらなる充実に努める。</p>	<p>・自治会を通してわかりやすく、見やすい広報を希望する。            ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。            ・フリーペーパーに載せる。            ・防災スピーカーなどで呼びかける。            ・ポスト投函など、自治体に頼らない情報の提供。            ・情報公開コーナーが分かりづらい。PR を積極的にする。            ・主婦が買物をするスーパー等に情報公開コーナー等があると便利。            ・理解しやすい言葉での表現。            ・必要な情報にスポットを当てた情報発信。            ・情報入手するための方法・手段の周知。            ・市民の代表である議員がどのような活動をしているのか一度議会を見学し知識を高めるのも必要。</p> <p>・「江別市情報公開条例」は、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように第 22 条で定めてほしい。            ・請求の仕方の簡素化を望む。            ・制度がわからないので、適正に公開されているかわからない。            ・公開する内容の質の向上。            ・日曜日のみ休日の市民は情報入手が困難である。</p>	<p><b>第6章</b>行政情報だけではなく、緊急性の高い災害などの情報共有が求められる。</p> <p><b>第6章</b>「絵で見る江別市予算案」のように、提供する情報はより分かりやすくするための配慮が必要である。そうすることで中身を理解され、意見が出しやすくなる。</p> <p><b>第6章</b>現状の情報公開制度は複雑ではないが、情報提供の充実と仕組みの整理をする必要がある。</p> <p><b>第6章</b>適切な保護を図りながら必要な情報を得られるようにという意味では途上の部分もあるので、常に市民ニーズに適合するより良い方法を工夫する必要がある。</p> <p><b>第6章</b>情報共有のために自治会の活動の中で上手く情報発信できるとよい。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(個人情報の保護)            第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。            2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p><b>第7章 市民参加・協働の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護条例 (H14年施行)                →<b>条例等</b></li> <li>・江別市個人情報保護条例</li> <li>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発                →<b>条例等</b></li> <li>・情報セキュリティ基本方針</li> <li>・情報セキュリティ対策基準</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度がわからないので、適正に個人情報が保護されているのかわからない。</li> <li>・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。</li> <li>・コミュニティの安心・安全を守るための情報共有を図るうえからも縛りが強いと弊害となる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見が反映され、他の市町村から見ても魅力ある町にし、新しい世代が住みやすい街にしてほしい。</li> <li>・市民参加を拡大するために、もっと PR が必要。</li> </ul>	<p><b>第7章</b>市民はすでに自治会活動等で市民参加や市民協働を行っているが、それが自治基本条例に基づいて行われている活動だという認識はない。何か情報発信するたびに条文についての一ロメモなどを記載するなど、こまめで継続的な条例のアピールが必要である。</p> <p><b>第7章</b>市民参加条例、市民協働条例について条例化すべきかどうかの検討を進め、条例化すべきという提言をするならば盛り込むべき一定の内容を検討する必要がある。</p> <p><b>第7章</b>条例に基づいた様々な取り組みはあるのだが、情報提供が不十分であるため、市民参加が浸透していない。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民参加の推進)            第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。            2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。            3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。            4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。            5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～)            →<b>条例等</b>            ・江別市パブリックコメント手続要綱</p> <p>・付属機関等における公募委員の導入            ( H23年度 12.5%            H24年度 12.2% )</p> <p>・アンケートの実施            ・市民説明会の実施            ・市民参加による公園づくり事業 (H15～)</p>	<p><b>条例制定時：付帯意見</b>            2 条例第24条第5項に規定する市民参加に関する条例の制定に向け、可及的速やかに全庁的な要綱づくりなどを進められたい。</p> <p><b>制定後</b>  <b>①市民参加条例の制定について</b>            ◆H21年9月            ◆H22年3月            ◆H23年3月            ◆H23年12月            ・自治基本条例制定をPRし、認識していただくことが重要。            ・関連条例や仕組みづくり、市民意見の反映についての検討。            ・市民の機運や意識の高まりを見極めながら検討。            ●条例を検証する中で、方向性を明らかにしたい。</p> <p><b>②市民参加の手法について</b>            ◆H22年3月            ◆H22年9月            ◆H23年3月            ◆H23年6月            ・パブリックコメント要綱の策定。            ・市民委員の公募に際して、無作為抽出の手法を導入している自治体の実態把握に努めるなどの研究。            ●検証作業をする中で、市民参加しやすい手法を検討。</p>	<p>・各種委員会の委員を一定定数立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等はいかがか。            ・広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討してほしい。どんな意見があり、どういう考えで一つの意見にまとめるのが重要で、そのプロセスを市民が理解しやすいように発信し、その後、具体的に市政がどう動いたのかを示す必要がある。</p> <p>～見直してほしい点～            ・条文に関しての疑問点や見直してほしい点は、特にない。</p> <p><b>文言の整理について</b>            ・あやふやな表現が多い。            ・方法が記されていないため、具体化しづらい。            ・もっとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。</p> <p><b>条例・仕組み・手法</b>            ・条例を具体化するための規則や細則など、仕組みづくりが必要。            ・「別に条例で定める」がない。            ・理念は申し分ないが、具体的にどう進めていくかわからない。            ・市民参加の方法を広く周知する。            ・市が直接個人と対話するような方策が必要。            ・学生に江別を知ってもらう機会を増やす。            ・学生からの要望・意見を発表させる機会を設ける。            ・個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見がでるのではないか。</p> <p><b>条文の追加</b>            ・第3項に「地域」を加える。            ・第3項に「職業」を加える。            ・説明文でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する。            ・市民参加の必要事項や市民意見の反映など、具体的な方法を条例に定める。</p>	<p><b>第24条</b> パブリックコメント制度や出前講座などの情報共有の手段を市から積極的にPRする必要がある。</p> <p><b>第24条第2項</b> パブリックコメント制度の意見提出の方法について、より意見を出しやすい仕組みの検討が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動への支援</li> <li>江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業</li> </ul> <p>(協働事例 H22:127件 H23:139件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくり活動支援事業</li> </ul> <p>(実施事業件数 H22:5団体 H23:5団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動活性化促進事業</li> </ul> <p>(実施件数 H22:3件 H23:3件)</p>	<p><b>制定後</b></p> <p>①市民の活動を広げ、サポートしていく方針について</p> <p>◆H22年3月</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発を行う。</li> <li>参加しやすい環境づくり。</li> <li>江別市民活動センターとの連携の下で、市民のまちづくりへの取り組みをサポートする。</li> <li>既存支援事業の拡大など、主体的な取り組みをしようとする団体の支援。</li> <li>自治会をはじめとした市民団体や市民活動団体へ運営面で支援するほか、情報提供や研修会など様々な支援により市民活動の拡大と活性化を図りたい。</li> </ul> <p>②取り組みの検証と課題について</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内での情報と認識の共有化。</li> <li>平成14年度に指摘された課題は大きく改善され、日々検証を行いながら取り組みを進めていく。</li> </ul> <p>③協働条例について</p> <p>◆H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例や協働のまちづくりの取り組みを評価・点検していくとともに、地域主権改革の動向にも注視しながら、制定時期などについて検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江別には優位な人材がたくさんいる。隠れた人材を発掘し、登録・活用する制度を検討してほしい。出前講座講師として等、活用法はいろいろあるかと思う。</li> <li>まちづくり活動に参加するには時間の都合が重要なポイント。江別市民は江別市以外で働く人が多く住んでいるので、平日の会合や行事はなかなか難しい。</li> <li>まちづくり活動に子育て世代が多数参加できる日時の希望をアンケートで求める必要がある。</li> <li>行動を起こすときは「動機」や「きっかけ」は重要である。参加者が増えるような工夫が必要。</li> </ul>		
<p><b>第8章 住民投票</b></p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>		<p><b>条例制定時：議会での意見</b></p> <p>①常設型の住民投票の手法を盛り込むことを模索すべき。</p> <p>②それぞれの事案に応じて規定することは評価する。他の自治体の先進事例や問題点を研究し、在り方を検討すべき。</p> <p><b>制定後</b></p> <p>①住民投票の拡充について</p> <p>◆H23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二元代表制を基本としつつ、市民生活に重大な影響が及ぶ施策は、市民の声を直接確認する手段が必要。</li> <li>法が改正された場合は、整合性を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。</li> <li>想定される市政に関する重要事項について記述してはいかがか。例えば、市町村合併・大規模な企業などの誘致等は住民投票の必須施策とする。</li> </ul>		



検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第11章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>・自治基本条例検討委員会において検証 →<b>条例等</b> ・江別市自治基本条例検討委員会設置要綱</p>	<p><b>制定後</b> ①<b>条例の所期の目的を達成しているかどうかの確認について。</b> ◆H24年6月 ・自治基本条例検討委員会の設置。 ・無作為抽出による市民アンケートを実施し、結果を検討作業で使用。 ・より具体的なアンケート調査に継続してご協力いただく市民モニターを募集。 ・庁内の調査結果についての検証。</p> <p>②<b>成果と課題についての検証。</b> ◆H24年6月 ・予算や重要な計画を定める際の市民意見募集。 ・各審議会の資料や日程などの情報提供。 ・市民からの要望に応えた出前講座事業の拡充。 ・避難所運営訓練や災害図上訓練が地域で自主的に行われていること。 ・条例の趣旨を多くの市民に知っていただくことが重要。</p> <p>③<b>制定時に議論になっていた前文の内容や市民参加条例の制定などについて。</b> ◆H24年6月 ●制定時に出されたご意見などお知らせする中で、条例の規定全体について検討していただく予定。 ・市民アンケート結果や庁内の取り組み結果についてもお知らせする。</p> <p>④<b>検討委員会が検討する内容について、市民が意見を言う方法はあるのか。</b> ◆H24年6月 ●手続き、進め方等については、検討委員会の中で検討していただきたい。</p>	<p>・決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいのかと確認することは必要である。</p>		